

健康保険・厚生年金保険の適用状況等について 年金事務所の調査が行われています！

社会保険の調査が、増えています。少なくとも、3年に一度は定期的に調査を実施しようとしているようです。社会保険の加入漏れ等の無いよう確認をお願い致します。

◆◆◆ 調査されることは?! ◆◆◆

- ① 社会保険（健康保険・厚生年金）に加入すべき人を正しく加入させているか？
- ② 保険料は、正しく算定されているか？ 等です。



① 社会保険（健康保険・厚生年金）に加入すべき人を正しく加入させているか?! とは…

Pointo① 未加入者はいませんか?!

社会保険の加入人数と賃金総額が
源泉所得税領収書
と整合性が有るかを確認されます

常態として、適用事業所で労務を提供し、
労務の対価として報酬を得ている人は適用されます。
正社員以外のパートタイマー・嘱託等の労働者も、
名称の如何を問わず、常用的使用関係の有無により適用を判断されます。

Pointo② 資格取得日は適正ですか?!

事実上の使用関係が発生した日が、資格取得日です。

② 保険料は、正しく算定されているか? とは…

Pointo③ 報酬にモレはありませんか?!

Pointo④ 随時改定は適正に行われていますか?!

Pointo⑤ 賞与支払届は、適切に届出していますか?!

Pointo⑥ 保険料は、適正に徴収していますか?!

◆◆◆ 調査時の必要書類は?! ◆◆◆

- ① 賃金台帳 ② 出勤簿 ③ 源泉所得税領収書 ④ 労働者名簿、労働条件通知書 等が必要です。

◆◆◆ 未加入者等が見つかる?! ◆◆◆

社会保険の時効は、2年! ⇒つまり⇒2年遡って保険料の徴収をされる可能性があります!
また、被保険者が年金受給者であれば、年金が2年遡ってカットされる可能性があります!

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

- ★年に1回の定期健康診断を実施致します。ご希望の場合は、別紙にてお申し込みください。
今年は、10月4日(水)と10月18日(水)の2回です。
- ★労働保険料等の申告納付は、7月10日(月曜日)までです。忘れずに納付をお願い致します。
- ★健康保険・厚生年金の定時決定(算定基礎届)を行っています。4・5・6月の報酬を基に9月からの標準報酬月額を決定します。

自然との共生



湯けむり漂う
別府温泉の街並み



由布院



阿蘇の山々



わたしのひとこと



黒川温泉

6月、休日を利用して、北九州の別府温泉～由布院～黒川温泉を旅してきました。前々から、訪れたいと思っていた場所です。天候に恵まれ、自然を満喫してきました。

目の前に『由布岳』(200名山)がある由布院の街並みは、とても魅力的でした。美術館・博物館があり、美味しいソフトクリーム・格別なコロッケ等を片手に食べながら、街並みを楽しんできました。とても魅力的な雰囲気を味わってきました。

黒川温泉には、小さな宿が25件程。一宿の宿泊者数は35人程度。入浴手形で、3宿の温泉に無料で入れます。

阿蘇の山々、九重山を望む景色等が素晴らしく、自然がいっぱいでした。 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

